

横浜市行政不服審査会答申
(第68号)

令和元年5月21日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護費用徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

審査請求人は、平成 29 年 4 月 5 日から同年 6 月 22 日までの間、3 回にわたって交通事故の被害者として損害賠償金（以下「本件各賠償金」という。）を受領したにもかかわらず、これについて生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 61 条に基づく届出をしないまま生活保護を受給した。

鶴見福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に対し、法第 78 条第 1 項の規定に基づき平成 30 年 9 月 12 日付け生活保護費用徴収金決定処分（鶴見生支第 1044 号。以下「本件処分」という。）を行った。

これに対して審査請求人が、本件処分が違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件各賠償金は、審査請求人が交通事故の被害者として受領した損害賠償金である。交通事故の賠償金は、不法行為により受けた損害を回復するためのもので、従来よりマイナスになったものをゼロに戻すだけの効果しかない。したがって、生活に余力をもたらす収入とは言えないから、法第 61 条の規定に基づき届出の義務を負う「収入」に該当しない。
- (2) 仮に、本件各賠償金が届出を必要とする収入であったとしても、法第 78 条第 1 項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」と定められているから、届け出義務違反があったことのみでは同項の要件に該当するとはいえない。

審査請求人が届出をすべき義務があることを認識していたと認められる場合は同項の要件に該当すると解されるとしても、本件の交通事故の賠償金のような、非課税で税務署への申告義務もないような収入の場合は、実施機関が審査請求人に対して申告すべき収入として指示することによって初めて、審査請求人はこれを認識する。

審査請求人は、生活保護の受給開始時から「生活保護のしおり」や「不

正受給にならないためのハンドブック」を一度も受け取ったことがなく、交通事故の示談金が収入に該当するなどケースワーカーからも民生委員からも聞いたこともないから、本件各賠償金が、申告が必要な収入であると認識していなかった。

4 処分庁の主張の要旨

- (1) 法第 61 条は、届出の義務について「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない」と規定する。

また、交通事故の補償金については、「生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）」問 10-1 において、交通事故で傷病のため入院した者から、法による保護申請があった場合の取扱いが規定されており、やむを得ない事情にあるものとして保護を開始するものとした場合、賠償が受けられることが可能となった場合には法第 63 条に基づく返還義務が生じることになると明記されているため、交通事故による補償金も収入であり、法第 61 条の収入として取り扱うべきである。

- (2) 法第 78 条第 1 項は「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」と規定する。

「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 033001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引き」という。）IV-3-(1)において、不実の申請とは、積極的に虚構の事実を構成することはもとより、消極的に事実を隠すことも含まれると解されている。

処分庁は、全ての被保護者に対し「保護のしおり」を用いる等して、法第 61 条に定める届出の義務及び法第 78 条に定める不実の申請を行ったときの費用徴収について、生活保護開始時に必ず説明を行うとともに、審査請求人に対しては平成 25 年 9 月 26 日、自宅を訪問し、「不正受給にならないためのハンドブック」により生活保護法の権利義務等について説明を行ったうえで、審査請求人から「生活保護法に基づく権利義務等の確認について」の書面を受理している。このように、審査請求人は、

処分庁から収入申告の義務について説明を受けていたにもかかわらず、当該収入について、収入申告書の収入欄について「なし」と記載して提出した。審査請求人が、本件各賠償金があるにもかかわらず無収入として申告したことは、審査請求人が届出の義務を怠り、事実を隠していたと考えられることから、手引きの「不実の申請」に該当し、法第78条を適用することは、何ら違法又は不当なものではない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「8 判断理由」の記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「8 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 本件各賠償金は収入認定の対象となるか

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものであることが必要である。

したがって、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される。

そして、法第4条第1項及び第8条第1項は、この一切の財産的価値の対象を特に限定しておらず、交通事故による損害賠償金（休業損害）についても、損害賠償金（休業損害）の支払いによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給を受けている間に損害賠償金（休業損害）の支払いを受けた場合には、これを原則として収入認定の対象とすることが相当である。

なお、審査請求人は、交通事故の賠償金は、不法行為により受けた損害を回復するためのもので、従来よりマイナスになったものをゼロに戻すだ

けの効果しかない、したがって、生活に余力をもたらす収入とは言えないから、法第 61 条の規定に基づき届出の義務を負う「収入」に該当しないと主張する。

本件で問題となる損害賠償金（休業損害）は、就労の対価としての収入があることを前提として、本来就労できたのに、交通事故により就労できなかったことの損害を填補するために支払われるものである。しかしながら、審査請求人は、最低限度の生活を維持するために生活保護費用が支払われていたのであり、損害賠償金（休業損害）が支払われた場合には、審査請求人が言うように「従来よりマイナスになったものをゼロに戻す」ものとはならない。

したがって、生活保護を受給している者にとって、休業損害に対して支払われた本件各賠償金が「収入」に該当することは明らかである。

(2) 本件各賠償金は申告すべき収入に該当するか

損害賠償金（休業損害）が収入認定の対象となる「収入」であるとすれば、適正な保護の決定及び実施を円滑に行うために規定された法第 61 条における「収入」に、本件各賠償金が含まれることもまた、明らかである。

したがって、審査請求人が平成 29 年 4 月 5 日から同年 6 月 22 日までの間に受領した本件各賠償金は、処分庁に申告すべき「収入」に該当する。

(3) 審査請求人は、本件各賠償金を申告しなかったことにより法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえるか

本件処分において、未認定の収入充当額の対象とされた本件各賠償金は、法第 61 条の規定に基づき、保護実施機関に対して、届出の義務を負う収入であることは(2)のとおりであるから、審査請求人は、客観的に見て、当該届出の義務に違反していることが認められる。

しかしながら、法第 78 条第 1 項は、その要件として「不実の申請その他不正の手段により保護を受け…た者があるとき」と定めているから、法第 61 条の規定に基づく届出の義務に違反することのみでは、法第 78 条第 1 項の要件に該当するといえないことは文言上明らかである。

したがって、以下、審査請求人が「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえるか検討する。

同項の「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申

告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれると解される（手引きⅣ－３－(1)）。

また、「本来申告すべき事実を隠匿」していた場合に当たるのは、審査請求人において届出の義務があることを認識しているか、認識すべきであるといえるものの、これを怠って本件各賠償金を収入として申告しなかった場合に限られるべきである。

審査請求人の署名及び押印のある平成 25 年 9 月 26 日付け「生活保護法に基づく権利義務等の確認について」並びにケース記録によると、審査請求人は、ケースワーカーが居宅を訪問した際に、「生活保護のしおり（保護を受けている方へ）」及び「不正受給にならないためのハンドブック」の交付を受けたうえで、生活保護法に基づく権利義務等について担当者より説明を受け、了解した。

また、同ハンドブックには、「届出をするのはこんなとき…」として「あなたや世帯内のご家族の資産・収入は、すべて届出の対象となります」と記載されており、また、「2 働きによらない収入があったとき…」として、「交通事故賠償金」が記載されている。

審査請求人は、交通事故賠償金が申告をすべき収入であることの説明を受けているのであるから、本件各賠償金について、届出の義務があることを認識しているか、認識すべきであるといえるものの、これを怠って収入として申告しなかった場合に該当するといえる。

(4) 本件処分の適法性及び妥当性

平成 29 年 7 月 11 日、審査請求人は、処分庁に同年 4 月から同年 6 月までの「収入申告書」を提出し、同収入申告書の収入欄に、「収入が無かった」旨を記載した。

前述のとおり、法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれる。

審査請求人は、届出の義務があることを認識しているか、認識すべきであったにもかかわらず、収入申告書に収入が無かった旨を記載して提出したのであるから、消極的に本来申告すべき事実を隠匿したといえる。

以上により、審査請求人は法第 78 条第 1 項にいう「不実の申請その他

不正な手段により」保護を受けたものといえ、審査請求人に同項を適用し、本件各賠償金に相当する額の生活保護費用の徴収を決定した本件処分は、適法かつ妥当なものである。

(5) 結語

本件処分は、適法かつ妥当である。

(6) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(7) 結論

以上のおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成30年12月6日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出等依頼
平成30年12月26日	・ 弁明書の受理
平成30年12月27日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出等依頼
平成31年1月25日	・ 反論書等の提出について
平成31年4月9日	・ 審理手続の終結

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成31年4月16日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和元年5月21日	・ 調査審議